

「I インターネット地図情報サービスについて」への意見募集
で寄せられたご意見に対する考え方（概要）

平成 2 1 年 8 月

意見	考え方
<p>意見1 道路周辺映像サービスは、居宅情報が検索できるから「個人情報データベース等」に該当すると言うべきである。</p>	<p>考え方1</p>
<p>■ 提言案は、「個人情報データベース等」該当性について、これを否定しているが、相当ではない。</p> <p>たとえば、住所について、〇〇丁目〇〇番〇〇号まで入力して検索をし、特定の個人の居宅を検索することが容易になされるサービスが存在する。</p> <p>このような場合、特定の個人情報である、居宅情報が検索されるのであるから、「個人情報データベース等」に該当すると言うべきである。</p> <p>(日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員有志)</p>	<p>■ 住所と家屋等の外観の画像のみから直ちに特定の個人を識別することが可能になるものではなく、住所を入力して当該住所に存在する家屋等の外観の画像が表示できることをもって、特定の個人情報を検索できるよう体系的に構成されたものに該当することにはならないものと考えます。</p>
<p>意見2 道路周辺映像サービスは、写り方によっては肖像権等を侵害しうるものであるから、不正な取得を禁止した個人情報保護法第 17 条に違反する可能性があることに言及すべきである。</p>	<p>考え方2</p>
<p>■ 現に、「ストリートビュー」サービスを提供しているグーグル社は、姓名等の登録を要件とする「Google アカウント」を作成したユーザに対し「Gmail」等の大規模サービスを提供しており、個人情報取扱事業者¹に該当する可能性が高く、かつ、ぼかしをかける前の映像を一時的であれ取得している以上、道路周辺映像サービス提供者は個人情報を取得している可能性が高い。</p> <p>そして、いわゆる「まとめサイト」において、「外回り中に気分爽快♪」といったタイトルで風俗店から出てきた男性の画像や、「立ちションするおっさん」といったタイトルで立小便をしている男性の画像など肖像権侵害にあたるような事例が存在していることが確認でき、第一次提言(案)が指摘している個人情報保護法17条違反の可能性について、一部の道路周辺映像サービスにおいてすでに違反があった可能性が高いにも関わらず、20ページの「具体的提言」のパートでは、<u>現時点では、性質上個人情報保護法の義務規定に必ずしも違反するものではないとされており、これまで検討した結果を結論付ける表現としては不適切である。従って、この表現は、「一部の撮影行為が個人情報保護法の義務規定に違反する可能性がある」と改めるべきである。</u></p>	<p>■ サービス提供者が個人情報取扱事業者²に該当する場合には、ご指摘のとおり、法第17条の適用があり、サービスの性質上、一部において同条に抵触しうる個人情報の取得が発生する可能性は否定できません。提言(案)では、12～13頁にてその点に言及した上で、それを踏まえて「必ずしも違反するものではない」と述べるにとどめています。ご指摘を踏まえ、該当箇所³にその趣旨を明確にする補足説明を追記することとします。</p> <p>なお、提言(案)は、一般的にインターネット道路周辺サービスと我が国の法令等との関係を整理するとともに提供者に求められる取組みについて提言することを目的とするものであり、特定の事業者やサービスの適否について審査及び判断することを目的としておりません。</p>

(千葉県消費者センター)	
意見3 プライバシー等の人権は社会的ニーズに優先する権利であるから、道路周辺映像サービスはプライバシー侵害となるのではないか。	考え方3
<p>■ 民間各社が言う「社会的先進的ニーズ、利用者の視点を踏またサービス」という企業テーマの全てを否定するものではありませんが、住民の生活、ひとりひとりの人権は、社会的要求とされる当該ニーズよりも優先して守られるべき原則であるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(個人5)</p> <p>■ プライバシー侵害に当たらないというが、自らが「知らない間」に撮影され、公表されることは著しいプライバシー侵害に当たると考えられるが検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(部落解放同盟香川県連合会)</p>	<p>■ 道路周辺映像サービスは、写真の内容や写り方、撮影の態様等によってはプライバシー侵害となるおそれがあることから、カメラの位置をはじめ撮影態様に配慮すること、人の顔やナンバープレートにぼかし処理等を施すこと、削除依頼には迅速に対応すること等様々なプライバシー保護のための措置を講じることが必要と考えます。</p>
意見4 公道から見えるものはプライバシーとはいえないのではないか。	考え方4
<p>■ 公道・市道から見えるものはプライバシーではないと思いますので、Google ストリートビューのようなサービスに足枷にならないようにしてほしいです。</p> <p style="text-align: right;">(個人7)</p>	<p>■ 提言(案)17 頁記述のとおり、公共の場所ではプライバシーの利益はきわめて制約されたものになりますが、公共の場所であることの一事をもってプライバシーの利益が全く失われると解することは相当ではなく、公共の場であることを踏まえたサービス提供とプライバシー等との比較衡量が必要と考えます。</p>
意見5 道路周辺映像サービスにより、あるナンバーの車両が当該住宅の居住者が所有するものであることが容易に推測できることになる。このようなナンバープレートのプライバシーへの影響についても記載するべきである。	考え方5
<p>■ たとえば、住宅前のガレージに駐車した車両のナンバープレートが写り込んだ写真が道路周辺映像サービスに掲載されれば、そのナンバーの車両が当該住宅の居住者が所有するものであることが(当該住宅に実際に出向くまでもなく)容易に推定される事態を招きます。住宅の場所は道路周辺映像サービスによって住所と直結されていますから、(氏名は直ちに明らかにならないにしても、)ナンバープレートと所有者住所とが紐づくこととなります。このことが、道路周辺映像サービスに特有の、従来には存在してこなかった新たな、ナンバープレ-</p>	<p>■ 住所とナンバープレートが結びついた場合、プライバシーに対する不安や懸念を引き起こす可能性があることは否定されませんが、プライバシー侵害として違法といえるかについては慎重な検討が必要と考えます。もっとも、ご指摘のような問題があることについては、提言(案)に追記することといたします。</p>

<p>トのプライバシーへの影響であって、第一次提言は、このことについて記載するべきであると 考えます。</p> <p style="text-align: right;">(個人11)</p>	<p>なお、提言(案)では、ナンバープレートにはプライバシーとの関係で問題を生ずる可能性が少なからずあることに鑑み、ぼかしを入れる等の配慮を求めています。</p>
<p>意見6 提言(案)は、道路周辺映像サービスについて、比較衡量上、プライバシー侵害として違法なのか適法なのか結論を示しておらず、検討が十分ではない。</p>	<p>考え方6</p>
<p>■ 提言案16ページにおいて、プライバシー権侵害の検討が行われているが、結局、現在のサービスにおいてプライバシー権侵害の程度がどの程度のものであるか、あるいはそのため、比較衡量上違法なのか適法なのか、という結論が示されていない。</p> <p>また、数万人の顔情報、あるいは数万の住居情報を一気に収集するという場面のプライバシー侵害の程度の検討、これをさらに世界中にインターネットを通じて一気に公表するという場面におけるプライバシー侵害の程度の検討が慎重に行われるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員有志)</p>	<p>■ 提言(案)では、16 頁以下において、判例に示された判断基準を参考にしつつ、公開の目的・意義、侵害の有無・程度等につき、インターネットの特性、公道上からの撮影についての評価、相当と思われる撮影行為の態様等の諸事情を加味して十分に検討し、提供にあたっての条件を明示しております。</p>

5. より信頼されるサービスに向けて(具体的提言)

<p>意見7 インターネットを利用しない人々は、自分が画像が公表されていることに気づかない可能性が高く、受付電話の設置だけでは非利用者への対策として十分ではない。</p>	<p>考え方7</p>
<p>■ 受付電話を設置するように具体的提言に記述されていますが、そもそもパソコンを購入できないほど経済的余裕もなく、インターネットに接続すらできない人々が、自宅や自身のプライバシーや肖像権を脅かされている事実を把握できないのに、受付電話の設置がそれらの問題を解決できるものではありません。</p> <p style="text-align: right;">(財団法人 反差別・人権研究所みえ)</p> <p>■ 例えば、インターネットを利用しない高齢者その他の情報弱者は、自らの画像が公表されていることにすら気づかない可能性が大きく、停止請求権を行使することが困難である。</p> <p style="text-align: right;">(日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員有志)</p>	<p>■ ご指摘のとおり、インターネット非利用者に対する配慮は重要と考えます。これを踏まえ、提言(案)では、インターネット上だけでなく電話でも削除要請等に対応すべき旨指摘していますが、このほか、地方自治体等への事前の情報提供や、なりすまし等の濫用に配慮しつつ一定の範囲の第三者からの削除請求に対応することも非利用者への配慮として有効であり、今後の検討に値するものと考えます。</p>

<p>■ ネットの非利用者の被害を防止することについては、本人に実態を伝える方策がなく、クレームによる対応も実際の効果があるとは思えません。第三者(個人・団体)による削除請求も配慮されるべきです。</p> <p style="text-align: right;">(個人5)</p>	
<p>意見8 撮影ないし公開にあたっては、事前に、当該住民及び地域の承諾を得ること又は写り込む可能性のある全世帯に文書により通知するべきである。</p>	<p>考え方8</p>
<p>■ 公開による個別の住民の日常生活や人権侵害への影響を配慮すると共に、画像の公開(登録、一般に関わらず)に当たっては、画像の精度やボカシに関わらず、当該住民および地域の事前承諾を得たうえで運用することが必須条件であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(個人5)</p> <p>■ 撮影する場合は、写りこむ可能性があるすべての世帯に文書で事前に通知することを義務付けること。</p> <p style="text-align: right;">(個人6)</p> <p>■ 国・主務大臣は、地方自治体への事前通知、事前協議を行うよう指導すべきである。</p> <p style="text-align: center;">(千葉県消費者センター、東京都生活文化スポーツ局広報広聴部情報公開課)</p> <p>※ その他、日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員有志より同旨の意見</p>	<p>■ プライバシー等の権利主体に対して個別に情報提供や同意を取得する等の対応をすることは諸外国においても行われておらず、我が国の法令上も必ずしも求められていない上、現実的にもきわめて困難と考えられます。他方、プライバシー等への配慮から、少なくとも、地方自治体等への事前の情報提供を行うことが望ましいと考えます。</p>
<p>意見9 ぼかし処理等の対象を、人物全体、室内、下着類等にまで拡大するべきである。</p>	<p>考え方9</p>
<p>■ 地図情報上を提供する上において、人物をネット上で公開する必要はないと考えます。そのことで不快に感じる市民がいることを当研究会構成員の方々もご認識されていることから、地図情報として提供する上で不必要であるものとならないものを明確に区別する必要があると思います。</p> <p style="text-align: right;">(財団法人 反差別・人権研究所みえ)</p> <p>■ 匿名化処置の対象として、人の顔、表札、室内、(物干し竿等で干している)下着類、ならびに、それに順ずるものとする</p> <p style="text-align: right;">(個人6)</p>	<p>■ 現在の技術で対応できることには一定の限界があると考えられますが、人物の姿その他プライバシーや肖像権との関係で問題を生じやすい情報については、将来、技術的に可能となった場合に、より一層の配慮をすることは期待されます。</p>

<p>意見10 掲示板等で、道路周辺映像サービスで提供される画像を二次利用して、差別を助長する書き込みが行われており、こうした二次利用による人権侵害への対応策も検討すべきである。</p>	<p>考え方10</p>
<p>■ 部落問題等、出自等に関わる差別を煽動する手段に使用される懸念があります 巨大掲示板である2ちゃんねる等において、グーグル社のストリートビュー・サービスが引用され「ここが部落！」という差別を助長する書き込みが平然と行われています。 (個人5)</p> <p>■ 当該サービス提供者に対して「公序良俗に反する利用は固く禁じる」旨の文言を画面上にテロップで表示する等の防止策を求めるような文言を提言の中に加味していただければ幸いです。 (個人2)</p> <p>■ 被差別地域や在日部落等の所在を文字情報として書き込み、再発信されるという悪質な人権侵害自称も現実的に生起している。防止策を検討されたい。 (部落解放同盟香川県連合会)</p> <p>■ 現在、インターネット上においては、匿名性を悪用して、特定個人・団体や不特定多数の者を誹謗・中傷し、差別を助長する行為により、人権侵害となる事象が起っています。「地図情報サービス」が提供されることにより、更にこういった事象に利用され悪質化することが懸念されます。このためサービスの二次利用により起こりうる差別事象の発生を防止する対応策についても検討され、実効性ある仕組みづくりについても併せて提言すべきと考えます。 (福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課)</p> <p>※ その他、個人3、個人9、財団法人反差別・人権研究所みえより同旨の意見</p>	<p>■ ご指摘のように、インターネット道路周辺映像サービスにおいて提供される情報を利用した人権侵害は許容されるべきでないと考えます。そのため、提言(案)に、そうした問題に対する配慮の必要性及び対応の在り方につき追記することとします。</p> <p>なお、二次利用による権利侵害については、プライバシー等の侵害事案と同様、プロバイダ責任制限法及び関係ガイドラインに基づく削除や発信者情報開示など既存の違法情報対策の活用により対応することが考えられますので、その旨も併せて提言(案)に追記することとします。</p>
<p>意見11 国はサービス提供者に対して、自治体等への情報提供、ぼかし処理の徹底、速やかな削除及びサービスに関する周知等をするよう指導・助言すべきであり、提言案にその旨明記すべきである。</p>	<p>考え方11</p>

<p>■ 個人情報の適切な取り扱いによって個人の人格尊重が図られる実効性を担保しているものは、主務大臣による適切な権限行使であることが指摘されているにも関わらず、第一次提言(案)20ページでは、個人情報保護ガイドラインの遵守について、(事業者の)合理的な努力により遵守は可能であると指摘するにとどまっている。一部の道路周辺映像サービスにおいてすでに17条違反があった可能性が高く、また、今後、サービス提供地域が拡大するにつれ、個人の人格尊重が十分に図られない事例が拡大することを未然に防止するためにも、国、主務大臣は、自治体等への情報提供、速やかな削除及びサービスに関する周知等をするよう助言すべきであり、その旨の個別具体的な提言を盛り込むよう改めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(千葉県消費者センター)</p> <p>■ 提言において、(1)ストリートビューの撮影(再撮影)や公開前にグーグル社が地方自治体への事前通知、事前協議を行うよう指導するとともに、情報提供を受けた地方自治体の相談に応じて総務省が必要な助言を行うことを明確に示すこと、(2)グーグル社が自ら行うことを表明した公道からの撮影の徹底、人の顔のぼかしの徹底、表札のぼかしの徹底について、ガイドラインに基づき電気通信事業者を指導すべき総務省が助言指導することを明確に示すことを盛り込むべきである。</p> <p style="text-align: right;">(東京都生活文化スポーツ局広報広聴部情報公開課)</p>	<p>■ 国が個人情報保護法の適用がある場合ないし個人情報保護ガイドラインの遵守が求められる場合に、対象となる者に対して、必要に応じて指導・助言その他の措置をとることは当然であり、提言(案)にその旨追記することとします。</p> <p>なお、自治体等への情報提供を行うこと等はガイドライン等に直接規定されてはいませんが、提言(案)にあるとおり、望ましい取組みであると考えます。</p>
<p>意見12 個人情報保護法に違反する疑いのある行為を調査し、監督、是正命令などを出すことのできる第三者機関が必要である。</p>	<p>考え方12</p>
<p>■ 利益衡量をも含めた個人情報保護法に違反する疑いのある行為を調査し、監督、是正命令などを出すことのできる第三者機関が必要である。そして、個人情報保護法、個人情報保護条例に、地図検索システムと連動することを前提とし、公道などの公共の場所において一定数以上の多数の人物の肖像や家屋を撮影する場合には、事前に第三者機関の承認を求めるとし、このような申請を受けた第三者機関は、プライバシー影響評価手続きを実施し、制約されるプライバシー権の大きさよりも、撮影行為の公益性の方が大きいことを事前に調査すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員有志)</p>	<p>■ 提言(案)23頁は、プライバシー等の問題につき事前に指導・助言をする機能を持つ専門の機関の必要性について述べたものであり、ご意見の趣旨に沿うものと考えます。</p>

<p>意見13 プライバシー問題についての指導助言は、公正中立な司法機関ないし準司法機関である第三者機関が行うべきであり、行政機関たる総務省が行うべきではない。</p>	<p>考え方13</p>
<p>■ 提言案22ページには、「プライバシー等について効果的な助言・勧告をする機能を持つことも考え方としてあり得る。」との記載があるが、かりに、この提言案をまとめる総務省自身が、プライバシー等の助言勧告をする意欲を示しているというのであれば、失当である。司法のような公正中立な機関に判断をゆだねることが望ましいが、機動性に欠けるため、準司法的機関として、第三者機関を設置することが必要不可欠である。行政機関が、自ら司法判断者のように振る舞うことは極めて危険である。</p> <p style="text-align: right;">（日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員有志）</p>	<p>■ 提言(案)23 頁にあるとおり、プライバシー等の問題を扱う専門の機関を設けるにあたっては、その位置づけや権限等について、海外の事例を踏まえ慎重に検討する必要があると考えます。提言(案)は、総務省がそうした機能を持つべきと述べているものではありません。</p>